時事新報

牛嶋問題と大陸問題

熟ら我國民心の狀態を察するに動もすれば朝鮮に於ける我勢力の消長に熱中し若しくは遼東の殘夢を追ふて果てしなきものゝ如し固より當然の人情ながら世界外交の局面一變したる今日に方りては更らに眼界を廣くして全局の大變に應ずるの覺悟ゐを肝要なれ抑も日本國民が朝鮮牛嶋に重きを置きしものは其天然の地勢より政治上の關係に至るまで歐洲列國の間に在るバルカン半嶋の事情に彷彿たるが爲めにして彼の遼東論の如きも此半嶋を大陸の威力逼迫より保護せんとするに外ならざる可し自から時勢の急に應じたる議論にして我輩も亦同意を表する所なれども今や歐羅巴に於てはバルカン半嶋よりも寧ろ重大なる土耳古問題の生ずるありて列國の均勢を破らんとすると共に東洋の禍機は朝鮮半嶋のみに止らずして支那大陸にも其破裂の日を求めんとし塙合によれば半嶋問題は後日の談となりて大陸問題の方、先務するやも知るべからず極言すれば憂患は寧ろ朝鮮半嶋にあらずして支那大陸に在りと云ふも或は當るとある可し斯る局面の變化に心付かずして倘ほ半嶋問題にのみ苦心するは我輩の感服せざる所なり初め我國が支那帝國に向て大打擊を加ふるまでは歐洲列國は支那を以て長夜の睡眠を貪る猛獅となし黃龍の旗を輕蔑しながらも陰に之を恐怖しつゝありしに日本軍隊の打擊に遇ふて以中華の猛將精兵も木の葉の如く散り失せたるを見て偖ては猛獅と思ひしも實は猛獅にあらずして聲のみ大なる驢馬なりしかと悟り此より朝鮮半嶋の經營に全力を盡すの迂策なるを知て直に支那大陸の經營に着手したるものゝ如し其表面に發したる事實多き中にも露國が膠州灣を借りて冬季の軍艦碇泊所としたるが如きは最も著しきものにして我輩は此一事に由りて東洋禍機の破裂を早むるみと十年なりと斷言して憚からざるものなり蓋し膠州灣は獨り山東省の要地なるのみならず黃海支那海全體を控制するに足るの形勢なり有力の艦隊を以て之を守れば香港の北、對馬海峽の西、また敵國の軍艦をして窺影を留めしめざるに足るとは兵家の言にして日清談判に先だち我某將軍は此地を併せて山東を割かしめんみと主張したるみとありと云ふ兎に角に膠州灣の形勝たる何人も疑ふべからざるみとなるに露國は之を借用するのみならず已に六千のコサック兵を乘せたる軍艦は該灣に入りたりと傳ふるものあり我輩は曾て五六千人の陸兵を乘せたる軍艦が浦鹽斯德港を出發したれども行く所を知らずと報せられたるを記憶すれば此事或は事實ならんか覺りに今日に於て事實ならずとするも早晩事實となるの日あるは疑ふ可らず英國の諸新聞が此電報に接して痛言切論するも亦決して解れなきに非ず膠州灣の借用以山東省の占領と爲る可く黃海覇權の主張と爲る可し事ゝに至ては支那の狀態は土耳古よりも甚だしく怜もダアダネルズの海峽を明け渡したるに均し大陸問題の禍機は寧ろ半嶋問題よりも早からんと云ひしも自から無稽ならざるを知るべし我輩は徒に慷慨悲憤の運動を促さんとするものにあらざれども我經世家が半嶋問題中に頭を費るみとなく更らに其眼界を廣濶ならしめて大陸問題に應ずるの準備を怠らざらんみとを勸告するものなり

官報

○勅令

朕水雷團條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年一月二十日　海軍大臣　侯爵西鄕從道

勅令第二號　水雷團條例

第一條　水雷團ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス

第二條　水雷團ハ鎮守府ニ隸シ水雷防禦ノ事ヲ掌ル所トス

第三條　水雷團ニ左ノ職員ヲ置ク

團長　副官　機關長　軍醫長　主計長

前項ノ外必要ニ應シ海軍大機關士少機關士大軍醫少軍醫大主計少主計

第四條　團長ハ鎮守府司令長官ニ隸シ部下ノ統率訓練ニ關スル事ヲ掌ル

第五條　團長ハ部下ノ職員ニ命ジテ代理セシムル事アルトキハ他ノ職員ヲシテ代理セシムル

第六條　水雷團ハ各軍港ニ水雷團ヲ置ク

第七條　水雷團ニ水雷艇隊ヲ置ク

第八條　水雷團ニ水雷艇隊ハ第十六條ニ掲クル職員ノ外海軍准士官下士卒ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

第九條　水雷團ニ水雷艇隊ハ第十六條第二項ニ掲クル大機關士及少機關士ハ司令官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十條　水雷團ニ水雷艇隊ハ第十六條第三項ニ掲クル大機關士及少機關士ハ機關長ノ命ヲ承ケ服務ス

第十一條　軍醫長ハ團長ノ命ヲ承ケ醫務衛生ニ關スル事ヲ掌ル

第十二條　主計長ハ團長ノ命ヲ承ケ會計給與及軍需品配給ニ關スル事ヲ掌ル

第十三條　水雷團ニ水雷艇隊及水雷艇隊ヲ置ク

第十四條　水雷艇隊ハ水雷艇隊及水雷艇隊ヲ指揮シ部下ヲ統率訓練シ軍紀風紀ヲ維持シ兵備ヲ監理シ近海水路ノ狀況ヲ熟知シ及隊務ヲ掌理ス

第十五條　水雷艇隊ハ水雷移動防禦ノ事ヲ掌ル

第十六條　水雷艇隊及水雷艇隊ハ各隊ニ左ノ職員ヲ置ク

司令　分隊長　水雷艇隊　海軍少佐若クハ大尉　海軍大尉

艇長　海軍少佐若クハ大尉

前項ノ外水雷艇隊ニハ海軍少尉ノ職ニ在ル又必要ニ應シ士官ヲ置ク

第十七條　水雷艇隊司令ハ團長ノ命ヲ承ケ水雷艇隊ヲ指揮シ部下ヲ統率訓練シ軍紀風紀ヲ維持シ兵備ヲ監理シ及隊務ヲ掌理ス

第十八條　分隊長ハ司令ノ命ヲ承ケ各部署ノ長ト爲リ部署員ノ紀律ヲ維持シ分擔シ防備ヲ整頓シ及教育訓練ニ關スル事ヲ掌ル

第十九條　水雷艇隊司令ハ團長ノ命ヲ承ケ水雷艇隊ヲ指揮シ部下ヲ指揮シ部下ヲ指揮シ部下ヲ訓練シ軍紀風紀ヲ維持シ兵備ヲ監理シ近海水路ノ狀況ヲ熟知シ及隊務ヲ掌理ス

第二十條　艇長ハ司令ノ命ヲ承ケ乘員ノ紀律ヲ維持シ兵備ヲ整頓シ艇ノ保安ニ任シ艇務ヲ掌理ス又先任艇長ハ司令事故アルトキハ其ノ職務ノ代理ス

第二十一條　第十六條第二項ニ掲クル海軍少尉ハ司令ノ命ヲ承ケ服務シ艇長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第二十二條　第十六條第二項ニ掲クル大機關士及少機關士ハ司令若クハ艇長ノ命ヲ承ケ其ノ機關ニ關スル事ヲ掌ル

第二十三條　水雷團ニハ第三條及第十六條ニ掲クル職員ノ外海軍准士官下士卒ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

第二十四條　軍港要港ニアラサル港灣ニシテ水雷防禦ヲ要スル所ニハ必要ニ應シ附近要港部ヨリ水雷艇隊、水雷艇隊ヲ分置シ其ノ所在地名ヲ冠稱セシム

前項ノ水雷艇隊、水雷艇隊ハ平時ニ在テハ之ヲ所轄鎮守府ニ屬シ要港部司令官之ヲ掌ル

前二項ノ場合ニ於テ艇灣ノ防禦ハ要港部司令官之ヲ掌ル

附則

本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

第二條　要港部ハ鎮守府ニ屬シ要港ノ守備ヲ掌リ兼テ軍需品ノ配給、艦船兵器ノ小修理ヲ爲スト所トス

第三條　要港部ニ左ノ職員ヲ置ク

司令官　副官　機關長　知港事　軍醫長　主計長

前項ノ外必要ニ應シ海軍少將若クハ大佐　海軍大尉　海軍機關少監若クハ大機關士　海軍醫少監若クハ大軍醫　海軍主計少監若クハ大主計

第四條　司令官ハ鎮守府司令長官ニ隸シ部下艦船隊ヲ統率シ軍紀風紀ヲ維持シ要港ノ警備ヲ保チ專ラ其ノ防禦ニ任シ部務ヲ總理ス但鎮時ニ在テハ獨立指揮ヲ有スルコトアルヘシ

第五條　司令官ハ要港內ニアル艦隊ノ軍艦若クハ部內ニ其ノ旗章ヲ揭ク

第六條　司令官ハ部下ノ職員專ら故アルトキ若クハ欠員中ハ他ノ職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得但艦船ノ職員ハ此ノ限ニアラス

第七條　副官ハ司令官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第八條　知港事ハ司令官ノ命ヲ承ケ所屬艦船ヲ統轄シ港則ヲ維持シ港運海標及救難、防火等ニ關スル事ヲ掌ル

第九條　機關長ハ司令官ノ命ヲ承ケ機關及修理ニ關スル事ヲ掌ル

第十條　軍醫長ハ司令官ノ命ヲ承ケ醫務衛生ニ關スル事ヲ掌ル

第十一條　主計長ハ司令官ノ命ヲ承ケ會計給與及軍需品配給ニ關スル事ヲ掌ル

第十二條　第三條第二項ニ掲クル大軍醫及少軍醫ハ軍醫長ノ命ヲ承ケ服務ス

第十三條　第三條第二項ニ掲クル大主計及少主計ハ主計長ノ命ヲ承ケ服務ス

第十四條　第三條第二項ニ掲クル大機關士及少機關士ハ機關長ノ命ヲ承ケ服務ス

第十五條　要港部ニ水雷艇隊及水雷艇隊ヲ置ク

第十六條　水雷艇隊及水雷艇隊ハ任務并ニ職員及其ノ職務ニ關シテハ水雷團條例ノ規程ヲ適用ス但水雷團長ノ職權ハ司令官之ヲ行フ

第十七條　要港部ニ第三條及第十六條ニ掲クル職員ノ外海軍准士官下士卒及判任文官ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

第十八條　軍港要港ニアラサル港灣ニシテ水雷防禦ヲ要スル所ニハ必要ニ應シ附近要港部ヨリ水雷艇隊、水雷艇隊ヲ分置シ其ノ所在地名ヲ冠稱セシム

前項ノ水雷艇隊、水雷艇隊ハ平時ニ在テハ之ヲ所轄鎮守府ニ屬シ要港部司令官之ヲ掌ル

附則

本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

雜報

○金鵄勳章

（功四級は年金五百圓　功五級は同三百圓）

陸軍步兵中佐　三上晉太郎

敍功四級授金鵄勳章、敍勳三等授瑞寶章

陸軍輜重兵少尉　明海　虎吉

敍功五級授金鵄勳章、敍勳六等授瑞寶章

○英米衝突の續報

英領ギアナとヴェネズエラ共和國との境界爭より端なく英米兩國の間に衝突を惹起したる其後の模樣を近着の米國新聞に依て記さんに

米國の境界視察委員　米國々會が英、ヴ二國の相爭ふ境界調査の爲め視察委員派遣の議を決したる由は既に報せし所にして扨その任に當る可き人は先づ三人を定め嘗て英國に公使たりしフェルプス、リンコルンの二氏は內外の評判も能く殊に英國人の尊敬を買ひ居れば至極の適任者なる可しとして之を撰び又大審院判事ブラーン、ブルーワー二氏の中一人を委員に命ずるならんとの噂ありしが終にブルーワー氏が任ぜられたり尙ほ前大統領ハリソン氏に委員長を囑托せんと其趣を通じたれども氏は近來身體衰へ遠く旅行するを得ずと て辭したれども氏は近來身體衰へ遠く旅行するを得ずと

露國の意向　露國人は一般に今度の紛糾の爲め英國の困難するを喜び諸新聞は頻りに英國を攻擊するが中にもノヴォスチは大統領クリーヴランド氏の敎書を以て近來の大事なりとし若し彼のモンロー主義にして實際に行はれなば當に英國のみならず他の諸國にも其影響を及ぼす可しと恰も煽動するが如き語調を弄して其御奚をなす〳〵大ならしめ英國の絕東に派遣せる艦隊をヴェネズエーラに集めしめて己れ權力を自由にせんみとを欲するが如し

露國政府米國を助けんに同意を表する旨を公言　露國政府米國を助けんに同意を表する旨を公言せんとなりて之を助けんとする方なりて之を助けんとするランド氏が其政略を飽迄敗を被る可しと豫期せんも獨逸の政略　英米間に衝突にのみ注目し米國大統領クリーヴ